

保税制度について(社内研修等参考資料)



問題集 (指定保税地域・保税蔵置場用)

下記の記述につき、正しいものに「○」、また、間違っているものには「×」を記入してください。

	問題	回答
1	保税地域とは、外国貨物を置くことができる場所として税関長が許可した場所のことであり、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種類がある。	
2	指定保税地域に外国貨物を一時蔵置できる期間は1か月であり、当該期間にかかる延長はできない。	
3	保税蔵置場は、長期蔵置が可能な場所として、申請により税関長が許可する保税地域のことであり、搬入してから2年間は何らの手続を要することなく外国貨物を蔵置することができる。	
4	腐敗した貨物については、他の貨物を汚損するおそれがあり保税地域にそのまま蔵置しておくことは良くないため、他所蔵置を許可してもよい。	

	問題	回答
5	輸出しようとする高価な美術品につき、品質を保つためには決まった温度・湿度が保たれた施設で保管しなければならないが、既設の保税蔵置場にはそのような施設がないため、輸出通関のための他所蔵置を許可をすることとした。	
6	他所蔵置許可をすることにより、その場所は保税蔵置場と同様の機能を持つことになることから、当該許可には手数料の納付が必要である。	
7	他所蔵置許可を受けた貨物について、貨物を開披して内容品の品質を確認する際には、あらかじめ税関長の許可を受ける必要がある。	
8	関税法第32条に基づく外国貨物の見本一時持出の許可を受けて持ち出した貨物につき、持ち出した貨物と併せて貨物全体について持出許可期間内に輸入許可となったので、持ち出した貨物を元の保税地域に戻し入れなくてもよい。	
9	外国貨物をくずとして処分する場合、関税法第34条に基づく税関への届出をすれば、関税等を納付することなく処分することができる。	
10	外国貨物である食品につき、国内での需要が見込めなくなったため輸入を取り止め、粉碎して堆肥としてリサイクルに利用する場合、粉碎することで、食品本来の用途に供せられなくなることから、関税法第45条第1項但し書きに基づく減却の承認を受けることができる。	
11	指定保税地域や保税蔵置場において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設けなければならないが、その帳簿の保存期間は、帳簿を作成してから2年間である。	

	問題	回答
12	指定保税地域や保税蔵置場において貨物を管理する者が備える帳簿は、税関に届け出ることにより電子データで作成することも可能である。	
13	税関に輸入申告した際、税関から検査指定を受け、税関が指定する検査場所に貨物の一部を搬出する場合、帳簿にその搬出にかかる貨物の記号・番号、品名、数量、搬出年月日、搬出の根拠となる輸入申告番号を記帳する必要がある。	
14	「要確認」「要施封」の記載がある保税運送承認書に係る貨物が到着した場合、搬入手続の終了後、直ちに税関の保税担当部門に連絡する必要がある。	
15	輸入貨物の搬出手続においては、搬出する貨物と、搬出の根拠となる許可・承認・届出書等の関係書類とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量等の異常の有無の確認を行う必要がある。	
16	指定保税地域につき、国が土地や施設を譲渡・貸付したり、土地の工事や施設の新築・改築・移転・撤去等の工事を行う場合は、あらかじめ税関長に協議しなければならない。	
17	加工後において加工前の状態が判明できる程度の簡単な加工であれば、関税法第40条第2項にいう「簡単な加工」として、あらかじめ税関長に許可を受けることで、指定保税地域及び保税蔵置場において行うことができる。	
18	保税蔵置場の被許可者である法人のすべての役員や従業員だけでなく、保税業務の委託先の企業のすべての従業者に対しても、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるため社内教育・訓練についての体制を整備し、継続して実施する必要がある。	

	問題	回答
19	保税蔵置場は、所轄の税関官署からおおむね100km以内に設置する必要がある。	
20	保税蔵置場として許可を受けている場所について他社に賃貸することは、関税法違反に該当する。	
21	保税蔵置場の許可を受けた者が、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止するときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならず、業務休止中は外国貨物を搬入してはならない。	
22	保税蔵置場に搬入した外国貨物につき、荷主所有の保管倉庫に空きスペースがなく受け入れ態勢が取れないことから、保税蔵置場での蔵置期間が3か月を超える場合、「蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書」を税関に提出して承認を受けることにより、引き続き当該外国貨物を蔵置することができる。	
23	平成28年4月1日に関税法第43条の3に基づいて保税蔵置場Aに置くことの承認を受けた貨物について、平成29年4月1日に別の保税蔵置場Bに置くことについてあらためて当該承認を受けた。保税蔵置場Bに当該貨物を蔵置することができるのは、平成30年4月1日までである。	
24	保税蔵置場にある外国貨物がなくなってしまった場合、当該保税蔵置場の被許可者は、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。	
25	火災により外国貨物が亡失した場合は、保税蔵置場の被許可者は、亡失した外国貨物にかかる関税の納付義務を免れる。	